



六角橋商店街地区まちづくりルール(1-11区域)

及び組織が**認定**されました！

(※ ルールの名称を 25年度に検討する「全体区域」と区別するために「六角橋商店街地区まちづくりルール(1-11区域)」としました。)

六角橋商店街連合会では、昭和レトロなまちなみを生かしたまちづくりを目指し、地域まちづくり推進条例に基づく六角橋商店街地区まちづくりルール(1-11区域)・組織の認定に向け、平成 25年 2月 5日、横浜市都市整備局地域まちづくり課に対し、ルール(1-11区域)・組織の認定に関する申出書を提出しました。3月6日には、地域まちづくり推進委員会による審査を受けました。

委員会では、六角橋商店街連合会 会長 石川清貴氏により、ルール(1-11区域)及び運用組織に関するプレゼン発表を行いました。会場には、連合会役員数名、関係者各位が応援にかけつけました。そして、地域まちづくり推進委員会の厳正な審査の結果、ルール(1-11区域)・組織の認定について了承され、平成 25年 4月 5日付けで認定されました。

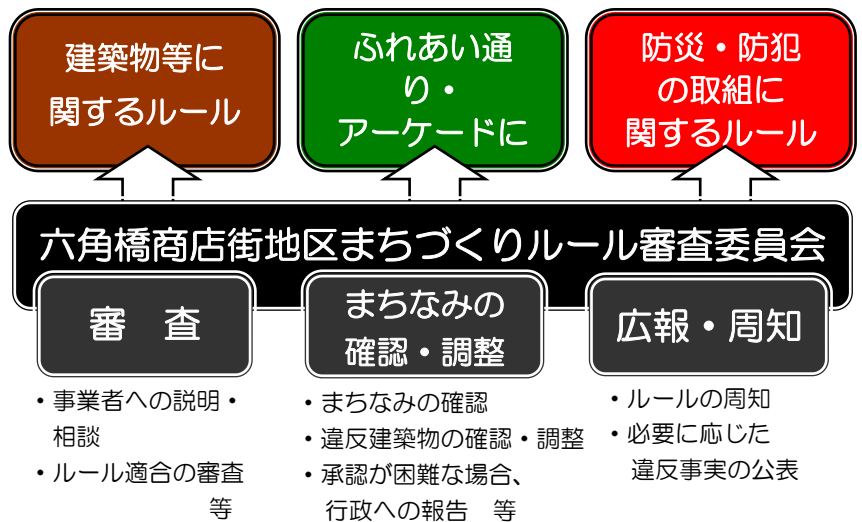


石川氏による発表の様子

六角橋商店街地区まちづくりルール(1-11区域)は、平成 25年 4月 5日 から運用スタートしました！

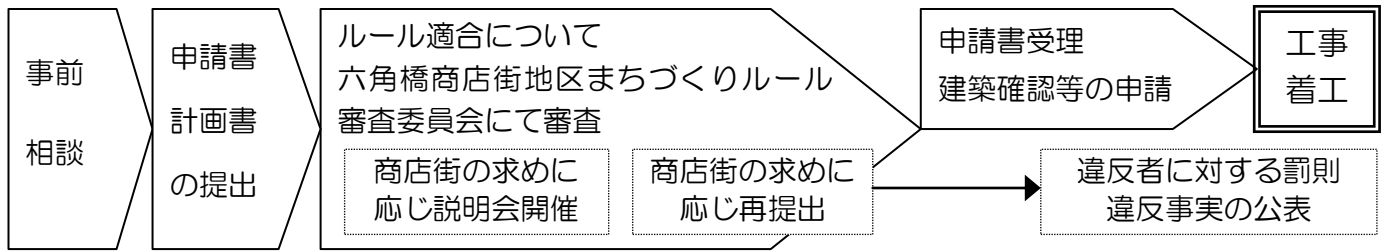
ルール(1-11区域)は、平成 25年 4月 5日から運用が始まり、六角橋商店街地区まちづくりルール審査委員会により、審査、まちなみの確認・調整、広報・周知を行っていきます。

今年度は、六角橋商店街連合会全体区域を対象にした「六角橋商店街連合会地区まちづくりルール(全体区域)」認定に向け、検討を行う予定です。



ルール認定を受けた後の審査の流れ

ルール認定を受けた対象区域内（1-11区域はH25年度からを予定）では、ルール適合について、原則、建築確認等の申請の40日前までに申請を行い、「六角橋商店街地区まちづくりルール審査委員会」にて審査を受ける必要があります。



平成25年度 まちづくり活動予定

六角橋商店街連合会では、今年度、以下の活動を行う予定です。

- 六角橋商店街地区まちづくりルール(1-11区域)の運用
- 六角橋商店街地区まちづくりルール(全体区域)認定に向けた検討
- 六角橋商店街地区まちづくりルールに関するパンフレット等の作成
- 神奈川大学と連携したまちなみの継承・更新に向けた研究
- まちづくり参画団体との連携体制づくり
- 安心・安全まちづくりに向けた活動体制づくり



平成 24 年度に行われた神奈川大学学生による商店街側へのプレゼン風景

ご意見をお待ちしています！

ご意見等ございましたら、下記連絡先までお願いいたします。

六角橋商店街事務所 住所：横浜市神奈川区六角橋 1-10-2
電話：045-432-2887(事務所)
／045-421-8909（松坂屋カバン店）

六角橋商店街まちづくり検討会議にぜひご参加ください！

ご興味のある方はぜひ検討会にご参加下さい。

次回は4月11日（木）19時30分から「すぺーすろっかく」開催します。